

第 6 章 地 盤 沈 下

本県の地盤沈下は建設省国土地理院が実施した水準測量によって、鳥取市本町（遷喬小学校）にある一等水準点で昭和40年から45年までに13.8cmの沈下が観測された。

また、環境庁は昭和46年度に地盤沈下メカニズム研究会に全国調査を委託し、鳥取平野がその対象として概況調査がされた。

県では、これを契機として昭和48年度に専門家による地盤沈下協議会を設置し、昭和49年度鳥取市に水準点5点を設置するとともに国土地理院に水準測量を要請し、その後、昭和51～53年度に県・国土地理院共同で、昭和54～57年度は県単独で、鳥取市内の水準測量を実施した。なお、昭和55年度に、県で市街地北部に水準点4点を新設するとともに、建設省の水準点1点を加えた計5点で測量を開始している。

1 地盤沈下の状況

昭和57年度（S567～577）の1年間の地盤沈下状況は水準点21点中最大が、秋里〔因幡浄苑 水準点番号(7)〕の290cm、次いで田園町四丁目〔建設省鳥取工事事務所 水準点番号「建」〕の273cm、江津〔中央病院 水準点番号(8)〕の257 田園町三丁目〔国道29号線喫茶あどあ前 水準点番号029-119〕の225cmとなっている。

2cmを越える沈下が観測されたのは以上の4地点で、いずれも市街地北部に集中しており、他は安長〔国道9号線安長バス停前 水準点番号009-210〕で162cmと1cmを越えた外は全て1cm未満の沈下となっている。

沈下量は市街地南部に行くに従って減少しており、寿町〔西中正門前 水準点番号(1)〕で096cm、本町一丁目〔遷喬小 水準点番号1067〕で046cm、吉方温泉一丁目〔日進小 水準点番号(2)〕では014cmとわずかになっている。

また、57年度の測量では、今町二丁目〔今町交叉点 水準点番号053-133〕および幸町〔市立病院 水準点番号(4)〕で、若干の隆起が観測された。

2 沈下量の推移

昭和49年から測量を実施している14地点の中で最大の沈下量を示す田園町三丁目〔国道29号線喫茶あどあ前 水準点番号029-119〕についてみると、昭和49～55年度の6年間の平均年間沈下量が376cmで毎年ほぼ同量の沈下であったのに対し、昭和56年度は261cm、昭和57年度は225cmと減少しているのをはじめ、他の水準点でも昭和57年度の沈下量と昭和49～57年度の平

均年間沈下量を比較すると、新品治〔景福寺 水準点番号1068〕を除き、いずれの水準点も減少している。

また、昭和53～55年にかけて新たに測量を開始した7地点についても 昭和57年度の沈下量は以前に比べて減少している。

全体的にみると、鳥取市市街地の地盤沈下は鈍化の傾向にあるが、市街地北部では依然沈下が継続しているといえる。

3 地盤沈下原因の推定

鳥取平野は、千代川の流域に発達した沖積平野で、層厚50m程度の洪積層と、層厚30m程度の沖積層が発達し、いわゆる軟弱地層となっている。

地盤沈下の原因については、沖積層の粘土層、特に軟弱な上部粘土層（層厚5～10m程度）の圧密によるものと想定されるが、地質の状況、地下水利用及び都市化の進捗状況等により 地区によって沈下量に差が見られるものと思われる。

表 113 鳥取市内各水準点の地盤沈下量

水準点番号	029 -119	009 -209	(1)	029 -118	1067	(3)	1068	(2)	(4)
所在地	田園町三丁目	松並町二丁目	寿町	西町五丁目	本町一丁目	行徳	新品治	吉方温泉一丁目	幸町
昭和57年度の沈下量 (S567~577)	2.25	0.55	0.96	0.49	0.46	0.22	0.94	0.14	+0.04
昭和49~57年度の沈下量 (S496~577)	27.72	13.52	13.26	11.45	9.73	7.68	5.63	4.62	2.28
()は平均年間沈下量	(3.43)	(1.67)	(1.64)	(1.42)	(1.20)	(0.95)	(0.70)	(0.57)	(0.28)
備考	国奥茶29号線前	国旧道ホルモンマコ前	西中正門前	国道平29ビル線前	遷喬小学校	慈眼寺	景福寺	日進小学校	市立病院

- 注) 1. 053-133は、昭和54年度水準点が移動し、55年度から測量を再開したもの。
 2. 「建」は、昭和53年度から測量を開始したもの。
 3. 029-117は、昭和54年度から測量を開始したもの。
 4. (7)、(8)、009-210 (9)、(10)、の5点は、昭和55年度から測量を開始したもの。
 5. 沈下量の+は隆起したもの。

(単位: cm)

029 -116	1121	1066	(5)	053 -133	[建]	029 -117	(7)	(8)	009 -210	(9)	(10)
吉方温泉四丁目	立川四丁目	吉成	富安	今町二丁目	田園町四丁目	庖丁人町	秋里	江津	安長	秋里	秋里
0.22	0.03	0.05	0.01	+0.13	2.73	0.26	2.90	2.57	1.62	0.70	0.77
2.31	2.06	2.00	1.91	注1 S49.6 53.7 1.20 S55.7 57.7 0.09 (0.21)	注2 S53.7 57.7 21.03	注3 S54.7 57.7 1.13	注4 S55.7 57.7 7.26	注4 S55.7 57.7 6.41	注4 S55.7 57.7 4.04	注4 S55.7 57.7 2.44	注4 S55.7 57.7 2.23
(0.29)	(0.25)	(0.25)	(0.24)	(5.26)	(0.38)	(3.63)	(3.21)	(2.02)	(1.22)	(1.12)	
国道29号線	大雲院	サヨネザワシ村ヨッパ	職業訓練校	今町交叉点	鳥取県建設工事事務所	国道29号線エドワードウリヤ店横	因幡浄苑	中央病院	安長バス9号線前	荒木神社	工業試験場

図9 主な水準点の累計沈下量(昭和49年~)

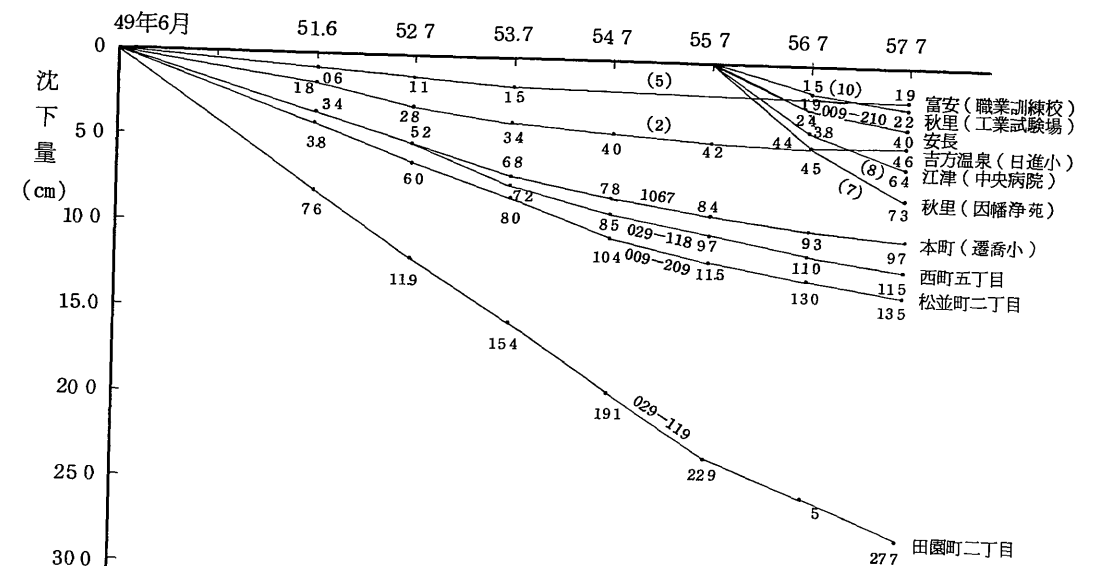
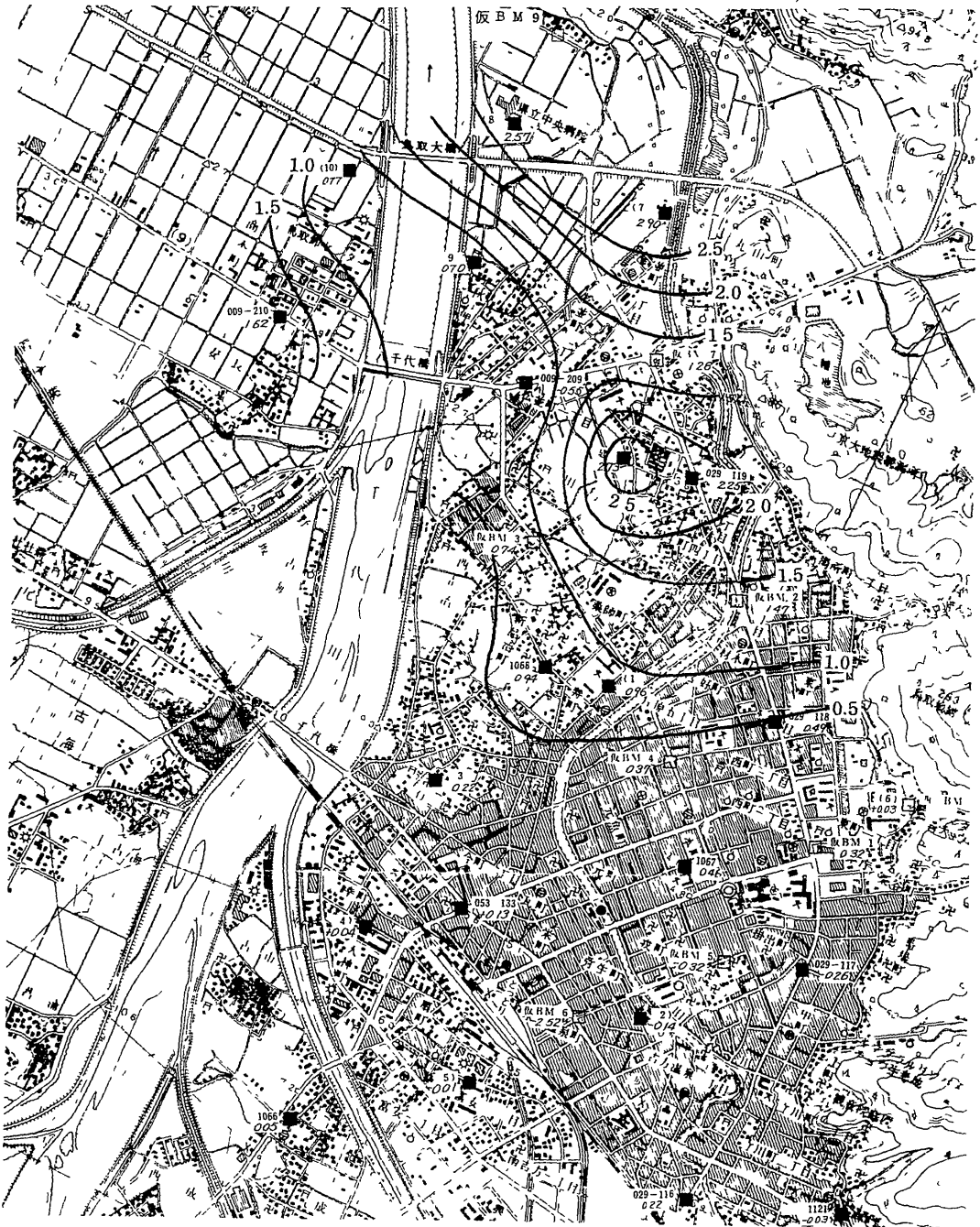


図10 鳥取市地盤沈下等量線図

(昭和56年7月～昭和57年7月の沈下量 cm)



凡例 — 昭和56年7月～昭和57年7月の沈下等量線

■ 水準点

第7章 そのほかの環境汚染物質

第1節 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号）では土壌汚染の原因となる物質のうち、人の健康上問題があるものとしてカドミウムが、又農作物の生育上問題があるものとして銅が指定されている。

カドミウムについては玄米中の含有量1‰以上、銅については土壌中の含有量125‰以上のものがそれぞれ被害があるとされている。

休廃山鉱山のなかで、現在まで鉱害として問題になっているものは、岩美町荒金の岩美鉱山、鳥取市百谷の百谷鉱山である。

〔岩美鉱山〕 明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約200ヘクタールに被害を及ぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドミウム的人為的汚染（カドミウム0.4‰以上）が認められたが、食品衛生法上食品として取り扱われないカドミウム1‰以上を含む玄米は認められなかった。また、土壌については米の収量に影響があると判断される125‰以上の銅を含有していた土壌が90地点中24地点あった。県では鉱害対策として昭和47～56年度に事業費累計482,919千円で鉱水処理施設、沈殿物たい積場の設置及び整備、捨石たい積場の防護施設工事等を行ってきた。また、昭和57年度は事業費87,263千円で沈殿物堆積場鉱害防止工事等を実施した。

〔百谷鉱山〕 開坑の歴史は古い鉱山で、昭和47・48年度に、下流20ヘクタールに実施した調査では、玄米26検体のうち、人為的汚染（カドミウム0.4‰以上）の認められたものが2検体あった。土壌では銅125‰以上のものが23地点のうち7地点認められた。

鉱害対策としては百谷鉱業㈱は、昭和48年に銅の高汚染地域11ヘクタールの客土事業と坑口の完全閉鎖、農業用水路の新設等を行い現在に至っている。

第2節 水銀等重金属類の汚染状況

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、農用地31地点について土壌、農作物調査を実施するとともに、県内魚介類10検体、県外魚介類9検体について魚介類調査を行った。その結果は表のとおりである。

1 土壌、農産物調査

小田川流域の水田140ヘクタールに対し、土壌中の重金属含有量について1地点及び玄米中の重金属含有量について30地点で細密調査を実施した。

その結果についてみると、調査地点の土壌中の銅は149.4‰で、「農用地の土壌汚染防止に関する

法律」に定める農用地土壌汚染対策地域（田に限る。）の指定要件である銅125%を超えていた。しかし、玄米中のカドミウム含有量は30地点平均で0.35%であり、「食品衛生法」で定めている玄米のカドミウム基準値1%を上回るものはなかった。

表114 水田土壌及び玄米中の重金属調査結果

(単位: mg/kg)

地 区	土 壌			玄 米		
	調査地点	カドミウム	銅	調査地点	カドミウム	
					最高値～最低値	平均値
岩美町大字荒金	1	1.05	149.4	3	0.58～0.10	0.42
〃 院内	-	-	-	2	0.20～0.05	0.13
〃 長郷	-	-	-	3	0.30～0.07	0.20
〃 高住	-	-	-	3	0.58～0.16	0.37
〃 岩常	-	-	-	10	0.70～0.08	0.38
〃 河崎	-	-	-	4	0.56～0.43	0.51
〃 太田	-	-	-	5	0.49～0.10	0.33
合 計	1	1.05	149.4	30	0.70～0.05	0.35

(注) 昭和57年度農業改良課調査

2 魚介類調査

県内産魚介類10検体、県外産魚介類10検体について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値(昭和48年7月23日厚生省暫定的規制)総水銀0.4ppmを下回っている。

表115 魚介類調査

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不 適	最高値	最低値	平均値	
県内水揚魚介類	10	10	0	0.07 ^{ppm}	ND ^{ppm}	- ^{ppm}	たい、とびうお、めばら他
県外水揚魚介類	10	10	0	0.11	0.01	0.05	さば、はたはた、かつお他
計	20	20	0	-	-	-	

(注) 昭和57年度衛生課調査

第3節 PCBの汚染状況

PCBによる食品の汚染の実態を知るため暫定的規制値の設けられている食品30検体の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和47年8月24日厚生省暫定的規制）を下回っていた。

表116 食品PCB汚染調査

種 類 別		総検 体数	検 出 値			暫定的 規制値	適	不適	備 考
			最高値	最低値	平均値				
魚 介 類	県内水揚 遠洋沖合 魚介類	4	ND ^{ppm}	ND ^{ppm}	ND ^{ppm}	0.5 ^{ppm}	4	0	遠洋 とびうお、はたは た、さば、いか、さん ま、ひらめ、かつお、 ズワイガー 内海：ぼら、たい、あじ、 きす、めばる、はまち、 かます、あかはた
	内海内湾 魚介類	6	0.01	ND	-	3	6	0	
	県外水揚 遠洋沖合 魚介類	7	0.04	ND	-	0.5	7	0	
	内海内湾 魚介類	3	0.02	ND	-	3	3	0	
	計	20	-	-	-	-	20	0	
牛 乳		-	-	-	-	-	-	-	
乳 製 品		-	-	-	-	-	-	-	
肉 類		8	ND	ND	ND	0.5	8	0	牛肉、豚肉、鶏肉
卵 類		2	ND	ND	ND	0.2	2	0	鶏卵
合 計		30	-	-	-	-	30	0	

(注) 昭和57年度衛生課調査

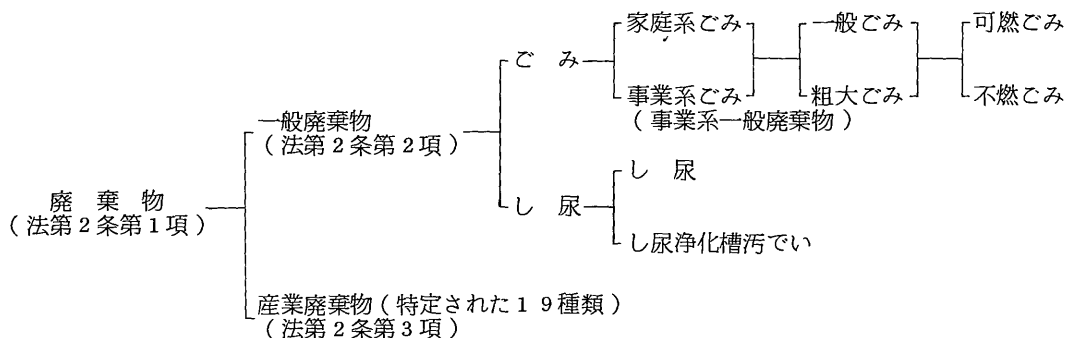
ND 検出されず(0.01未満)

第8章 廃棄物

経済の成長、生活水準の向上に伴う各種廃棄物の量的増大と質的变化には著しいものがあり、これらの現状に対処し、廃棄物を適正に処理するため、昭和45年廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が制定され、翌年9月施行された。

廃棄物は、表117に示すとおり事業活動に伴って排出されるもののうち法令で特定された産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に分類される。一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれの処理体系に帰属することとなるが、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務とされ、他方産業廃棄物は、排出事業者の処理責任が明定されている。

表117 廃棄物の分類



第1節 一般廃棄物の現況

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるが、市町村はこれらの処理について、廃棄物処理法第6条に定めるところにより、処理すべき区域を定め、当該区域内における一般廃棄物の処理について所定の計画を策定し、これに基づき収集、運搬、処理処分をすることになっている。

計画的に収集された一般廃棄物を生活環境の保全上支障のないよう適正に処理処分するためには、処理施設を整備し、これらの施設において衛生的に処理する必要があるが、施設整備については、各市町村において廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき、国が定める計画によって整備事業の推進が図られている。

昭和57年度末現在において、一般廃棄物処理施設による衛生処理の体制は、おおむね整備されているが、今後、排出量の増大及び施設の老朽化等に伴い各市町村において、施設の新増設及び更新等、処理率の向上が図られるよう検討する必要がある。

1 し尿処理

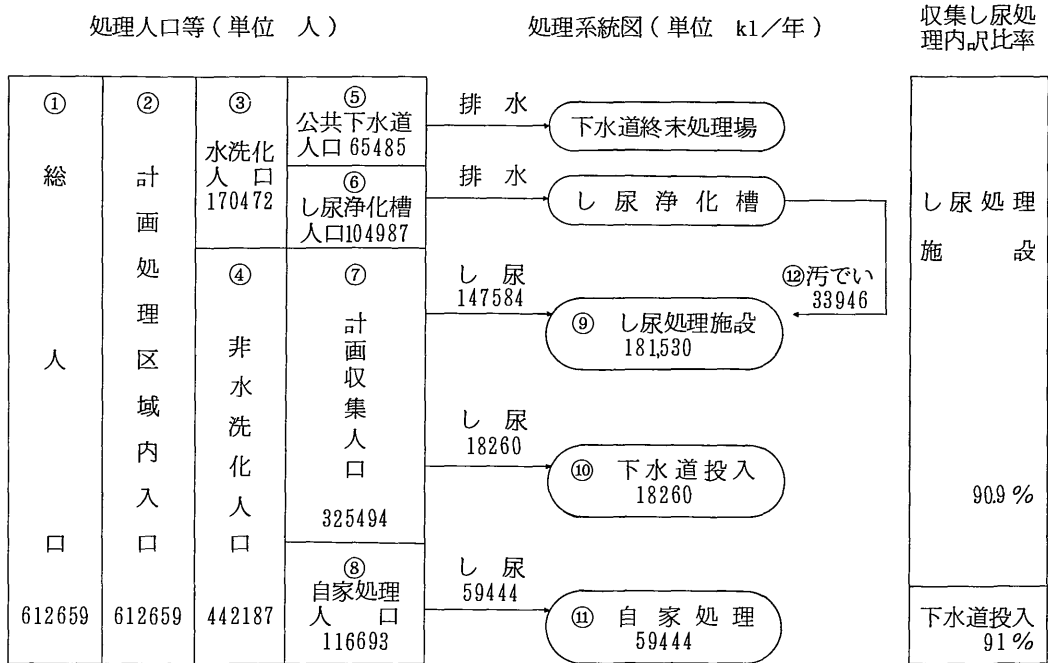
し尿の処理については、公共下水道の整備により下水道終末処理施設で処理することが望ましいが、

下水道が普及していない地域においてはし尿浄化槽が普及しつつある。

しかし、大半の家庭は、くみ取便所であり、これらのくみ取りし尿及び浄化槽汚でい等は、し尿処理施設等において衛生処理する必要がある。昭和56年度におけるし尿の処理状況については、図11に示すとおりである。

し尿処理施設の整備状況等は表118に示すとおりであるが、処理率の向上及び施設の老朽化等に伴う新增設及び更新を関係市町村において検討する必要がある。

図11 し尿処理の状況（昭和56年度実績）



（人口ベース）

計画区域率 ②/①×100=1000%

水洗化率 ③/①×100=278%

非水洗化率 ④/①×100=722%

計画収集率A ⑦/①×100=531%

自家処理率A ⑧/①×100=191%

公共下水道水洗化率 ⑤/①×100=10.7%

し尿浄化槽水洗化率 ⑥/①×100=171%

計画収集率B ⑦/④×100=736%

自家処理率B ⑧/④×100=264%

1人1日当たりし尿収集量

$(⑨+⑩-⑫) \times 10^3 \div ⑦ \div 365 = 140 \text{ l/人日}$

1人1日当たりし尿浄化槽汚でい収集量

$⑫ \times 10^3 \div ⑥ \div 365 = 0.89 \text{ l/人日}$

1人1日当たりし尿排出量

$(⑨+⑩+⑪-⑫) \times 10^3 \div ④ \div 365 = 140 \text{ l/人日}$

表 118 し尿処理施設の整備状況

(昭和57年3月末現在)

設置主体名	施設の名 称	施設の所在地	A 施設の模 規 (kl/日)	処理方式	稼 動 開 始 年 月	B 昭和56 年度中の 年間処理 実績 (kl/年)	B	残渣量 (t/年)
							A×365	
東部広域行 政管理組合	因幡浄苑	鳥取市秋里 1037番地	170	好気性 消 化	46 11	48,782	079	117
中部広域行 政管理組合	日の宮 浄 苑	倉吉市小田字日の 宮3番地	120	嫌気性 消 化	40 7	43,512	099	4,714
米子市ほか 9か町村衛 生施設組合	米子市 浄化場	米子市安倍 214番地	56	嫌気性 消 化	39 1	14,384	070	56
			120	好気性 消 化	49 12	32,121	073	127
	白 浜 浄化場	西伯郡淀江町中間 856番地	80	〃	42 4	22,750	078	332
境 港 市	境 港 市 浄化場	境港市小篠津町無 番地	56	嫌気性 消 化	39 4	15,056	074	151
日野町・江 府町・日南 町衛生施設 組 合	清 化 園	日野郡江府町大字 佐川2番地	14	二段活性 汚 で い	40 4	4,925	096	23
計			616			181,530	081	5,520

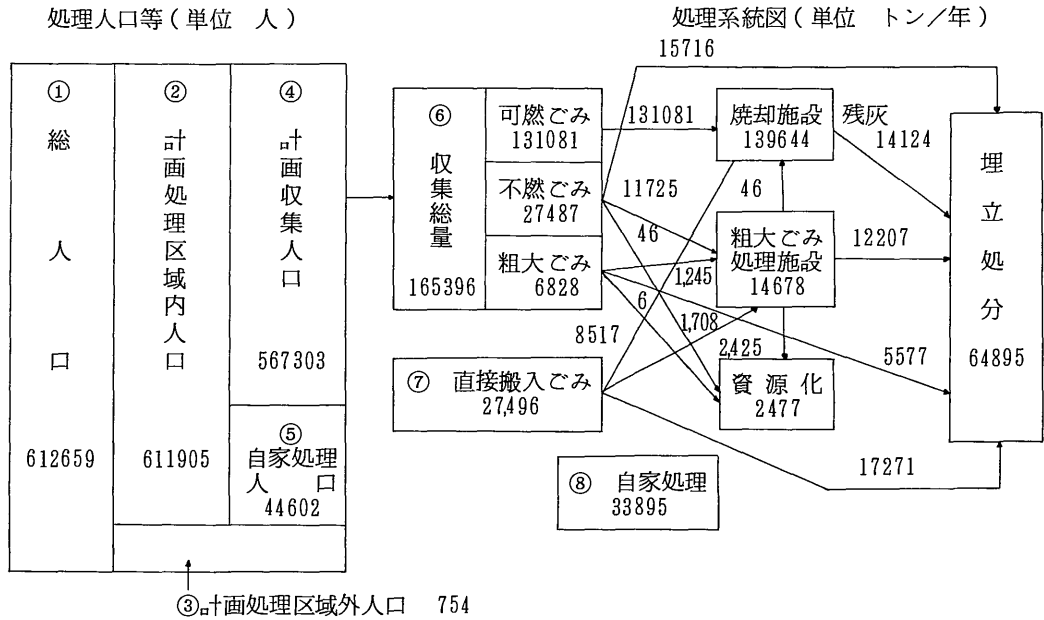
2 ごみ処理

地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、量的には増大傾向から横ばいの傾向に転じているが、質的にはなお多様化の傾向をたどっており、市町村ではこれらのごみ及び事業活動に伴って生じる廃棄物のうち所定のものについて、収集 運搬、処理、処分に至る一連の作業を処理計画の中で定めている。

昭和56年度におけるごみ処理の状況は、図12及び図13のとおりであるが、市町村の収量計画により収集されているものは、計画処理区域内の総排出量の72.9%、事業系一般廃棄物等直接搬入量は12.1%、自家処理量は15.0%である。

なお、ごみ処理施設整備状況は、表117、表118のとおりである。

図12 ごみ処理の状況（昭和56年度実績）



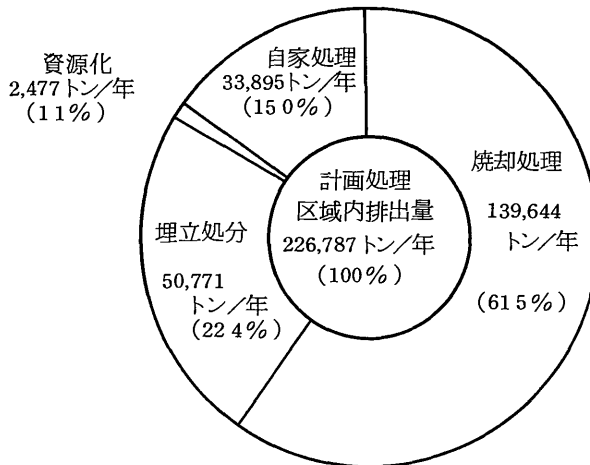
計画収集区域率 ②/① × 100 = 99.9%

計画収集率 ④/① × 100 = 92.6%

1人1日当たりごみ排出量 A ⑥ × 10⁶ ÷ ④ ÷ 365 = 799 g/人・日

1人1日当たりごみ排出量 B (⑥+⑦+⑧) 10⁶ ÷ ② ÷ 365 = 1,015 g/人・日

図13 計画処理区域内におけるごみ処理の状況



(注) 埋立処分には、残灰は含まない。

表 119 ごみ処理施設(粗大ごみ処理施設を除く)整備状況

(昭和57年3月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規 模(t /日)	炉型式	稼動 開始 年月	B 昭和56 年度中の 年間処理 実績 (t/年)	稼動率 B (A×稼 動日数)	残渣量 (t/年)
鳥取市	神谷 清掃工場	鳥取市西今在家 227	180	連続 焼式	49 11	40,133	063	4,415
国府町	こくふ浄苑	国府町岡益 524、525	6	機械化 バッチ式	46 12	1,479	096	107
岩美町	岩美町 清掃工場	岩美町大字浦富 字坊谷	30	〃	53 6	2,736	040	313
福部村	福部浄苑	福部村大字中 109	6	〃	50 4	692	038	70
河原町	河原町 ごみ処理場	河原町大字郷原 434-2	5	固定 バッチ式	46 4	150	075	10
			8	機械化 バッチ式	52 4	1,598	077	112
若桜町	若桜町 営塵芥処理場	若桜町大字浅井	10	〃	51 5	1,098	037	81
智頭町	智頭町 営塵芥処理場	智頭町大字市瀬 1643-2	8	固定 バッチ式	44 6	1,477	063	94
八頭東部 衛生施設組合	組合立 ごみ処理場	船岡町大字水口 142-2	20	機械化 バッチ式	50 10	2,765	047	156
佐治用瀬 ごみ処理施設組合	〃	佐治村大字葛谷 字水工谷478-2	12	〃	48 7	1,482	042	74
気高郡 衛生施設組合	〃	気高町大字八束 水字ガーガ谷	20	〃	48 4	6,218	104	559
中部広域 行政管理組合	向山 清掃工場	倉吉市和田東町 893	36	〃	44 8	9,271	100	1,016
	東伯 清掃工場	東伯町田越104	50	〃	49 12	12,060	089	1,206
	赤碕 分場	赤碕町笹津 514-2	5	〃	45 3	835	057	38
米子市	米子市 営塵芥処理場	米子市長砂町 946-1	60	〃	46 10	0	0	0
	米子市 清掃工場	米子市河崎 3333	290	連続 焼式	54 4	3,339.8	042	3,810
境港市	境港市 営塵芥処理場	境港市福定町 673	30	固定 バッチ式	41 4	6,940	081	763
			20	〃	48. 4	3,562	065	392
西伯町外2カ 町清掃施設 管理組合	新宮 焼却場	西伯町大字法勝 寺字新宮谷22-1	7	〃	47 5	0	0	0
	能竹 焼却場	西伯町能竹	10	機械化 バッチ式	55 6	1,338	043	87
日吉津村	日吉津村 営塵芥処理場	日吉津村日吉津 1,866	3	固定 バッチ式	44 2	0	0	0
			3	機械化 バッチ式	56 1	650	072	26

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規模(t/日)	炉型式	稼動開始年月	B 昭和56年度中の年間処理実績(t/年)	稼動率 $\frac{B}{A \times \text{稼動日数}}$	残渣量(t/年)
淀江町	淀江町ごみ焼却場	淀江町大字福岡字高尾谷	10	機械化バッチ式	53.4	1,818	0.85	231
大山町	大山町塵芥処理場	大山町上万212	5	固定バッチ式	46.9	0	0	0
	大山町環境美化センター	大山町豊房	12	機械化バッチ式	56.1	826	0.24	42
名和町	名和町塵芥処理場	名和町大字大塚877-2	3	固定バッチ式	44.4	436	0.76	26
			5	機械化バッチ式	51.4	1,318	0.86	79
中山町	中山町営塵芥処理場	中山町羽田井字中山原1419-226	5	〃	49.7	1,468	0.95	98
日野町	日野町塵芥処理場	日野町黒坂187	3	固定バッチ式	45.7	547	0.61	37
			5	機械化バッチ式	53.4	911	0.61	60
日南町	日南町ごみ焼却場	日南町生山450	7	固定バッチ式	48.5	1,146	0.72	40
江府町	江府町塵芥処理場	江府町江尾475	2	〃	45.2	454	0.73	16
			5	機械化バッチ式	54.4	1,135	0.73	38
溝口町	溝口町ごみ処理場	溝口町上野カマ谷110-1	2	固定バッチ式	45.4	0	0	0
			7	〃	50.4	1,703	0.80	128
計			890			13,964.4		14,124

表120 粗大ごみ処理施設

(昭和57年3月末現在)

設置主体名	処理場名	型式	A 公称能力(t/日)	稼動開始年月	B 年間処理実績(t/年)	計量	C 稼動日数
中部広域行政 管理組合	向山 清掃工場	圧縮 破碎併用	50	48.4	4,511	有	273
西部広域行政 管理組合	中海処理場	圧縮・破碎併用	100	48.8	10,167	有	297
計			150		14,678		

3 最終処分場

収集された廃棄物は、焼却、破砕等、物理的・化学的又は、生物学的な方法により減量、安定化され生活環境の保全上支障の少ないものとして自然の受容能力の中に包含されなければならない。

現在のところ本県においては、海洋投棄は行われていないので、市町村が設置しているごみ処理施設から排出される焼却残灰及び収集された不燃物等は、最終処分場において埋立処分されている。

市町村が確保している最終処分場は表121に示すとおりであるが、今後生活様式の変化等とごみの中に含まれる不燃性分の増大及び既存の処理場の埋立完了に伴い、新たな用地の確保を関係市町村において検討してゆく必要がある。

表121 ごみ埋立処分地整備状況

(昭和57年3月末現在)

設置主体名	埋立地名	所在地	埋立開始年月	埋立終了予定年月	面積(m ²)	全容量(m ³)	残容量(m ³)	56年度埋立実績(t/年)
鳥取市	晩稲不燃物場	鳥取市晩稲53	51.7	57.6	38000	95000	4000	15490
東部広域行政 管理組合	高草清掃工場	鳥取市里仁 637-18	47.8	59.3	25000	255000	43906	21810
岩美町	岩美町清掃 工場灰捨場	岩美町大字恩志 字奥飯部	53.9	62.8	950	5700	4445	333
国府町	こくふ浄苑	国府町大字岡益 524	46.12	61.3	950	4100	1390	293
福部村	福部村地 残渣処分場	福部村大字中	50.4	66.3	881	1762	1306	70
青谷町	青谷町一般家庭 粗大ごみ処理場	青谷町大字蔵内 213	56.3	59.3	682	742	492	250
河原町	河原町 ごみ埋立地	河原町大字中井 437	47.4	60.3	5700	9600	1102	892
若桜町	若桜町営 不燃物処理場	若桜町大字浅井	46.4	60.3	4000	20000	7956	985
佐治・用瀬ごみ 処理施設組合	佐治・用瀬ごみ 処理施設最終処分場	佐治村葛谷	54.8	64.7	200	600	293	74
気高郡 衛生施設組合	組合灰捨場	青谷町大字青谷 字頭無	49.4	58.3	800	3800	619	559
中部広域行政 管理組合	向山埋立地	倉吉市和田東町	44.8	58.3	6000	17000	5572	3056
	東伯埋立地	東伯町大字田越	49.12	60.3	10000	100000	85609	1244
	岡埋立地	倉吉市岡	55.12	58.12	6984	30822	5100	5129
名和町	名和町焼却 残渣埋立地	名和町西坪 1074-1	50.6	57.3	700	800	105	105
大山町	大山町 不燃物処理場	大山町豊房字栗 ヶ谷1994	53.4	58.3	500	10000	6066	480
日吉津村	日吉津村 残渣埋立地	日吉津村日吉津	46.4	58.3	100	300	120	26
境港市	不燃物埋立地	境港市渡町119	46.5	60.3	11827	59135	14024	4512
淀江町	佐陀不燃物 場	淀江町大字佐陀 字灘浜1456-1	51.4	60.3	892	3570	1581	231
西部広域行政 管理組合	米子市祇園町沖	米子市祇園町 2丁目	47.11	62.3	235700	941600	385600	10000
計								
					349866	1559531	569286	65539

4 し尿浄化槽

近年、生活水準の向上、生活様式の変化等に伴い、便所の水洗化への動きは、とみに高まりし尿浄化槽の設置基数は急激に増加しており、昭和57年度末には、20,315基を数えている。

しかし、これらのし尿浄化槽は、必ずしも適切に維持管理等がされているものばかりとは言えず、その放流水による公共水域の水質汚濁、悪臭の発生等が問題となることもあり、これらの維持管理について十分指導監督を強化してゆく必要がある。

し尿浄化槽の設置基数の推移及び保健所別設置基数は、それぞれ図14及び表122に示すとおりであるが、激増する浄化槽の設計施工及び維持管理等を適正にさせ、生活環境の保全上の支障とならないよう指導するため、昭和52年11月鳥取県し尿浄化そう指導要綱を策定し、市町村及び関係業界と協力してこれに当たっているところである。

図14 し尿浄化槽設置基数の推移

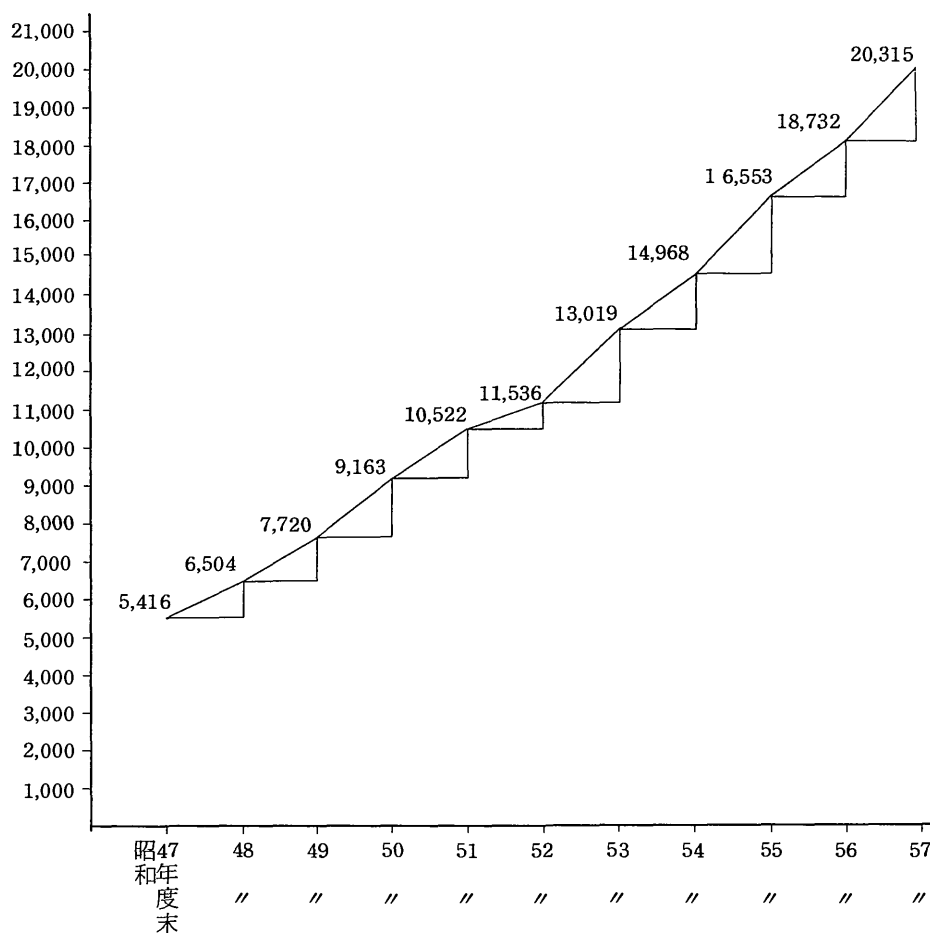


表 122 保健所別し尿浄化槽設置基数

(昭和 5 8 年 3 月末現在)

人 槽	保健所		鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	計
	～ 20	21～ 50						
～ 20	5,186	1,362			3,403	5,474	287	15,712
21～ 50	699	132			720	1,053	73	2,677
51～ 100	322	56			279	449	53	1,159
101～ 200	127	20			117	160	20	444
201～ 300	49	13			47	61	7	177
301～ 500	31	5			25	34	4	99
小 計	6,414	1,588			4,591	7,231	444	20,268
501～ 1,000	15	2			4	17	1	39
1,001～ 2,000	2					4		6
2,001～ 3,000					1	1		2
小 計	17	2			5	22	1	47
合 計	6,431	1,590			4,596	7,253	445	20,315

5 廃棄物関係監視 指導状況

廃棄物処理法第 19 条に基づく立入検査状況は表 123 のとおりである。

表 123 廃棄物関係監視・指導状況

(昭和 5 7 年度)

立入場所	保健所	鳥 取		郡 家		倉 吉		米 子		根 雨		合 計	
		立入 検査 件数	理化学 検査 件数	立入 検査 件数	理化学 検査 件数	立入 検査 件数	理化学 検査 件数	立入 検査 件数	理化学 検査 件数	立入 検査 件数	理化学 検査 件数	立入 検査 件数	理化学 検査 件数
一般 廃 棄 物	し尿処理施設	11	11			16	36	49	48	9	6	85	101
	し尿浄化槽	790	137	224	64	521	80	975	120	147	60	2,657	461
	ごみ処理施設	16	9	13	10	39	37	35	32	28		131	88
	粗大ごみ 処理施設	1				7		1					9
	そ の 他	10		13		10							33
	小 計	828	157	250	74	593	153	1,062	200	184	66	2,915	650
産 業 廃 棄 物	排出事業所	18				13	2	11	5			42	7
	産業廃棄物 処理業者					6		1				7	
	産業廃棄物 中間処理施設	58	12			13		14	9			85	21
	産業廃棄物 最終処分場	83	34			8		6	4			97	38
	そ の 他	2		2		9						13	
	小 計	161	46	2		49	2	32	18			244	66
その他	下水道終末 処理施設	22	22					37	36			59	58
合 計		1,011	225	252	74	642	155	1,129	254	184	66	3,218	774

第2節 産業廃棄物の現況

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、生産活動の拡大と消費生活の向上により増加の一途をたどり、また、質的にも多様化する状況にある。

本県においては、昭和56年度に産業廃棄物実態調査を行い、これを基に昭和57年7月に第二次の処理計画を策定し、計画目標年度を昭和65年度とした。

1 産業廃棄物処理計画の概要

(1) 産業廃棄物の発生状況

昭和55年における産業廃棄物の発生量は、表124のとおりであり、2,848,631トンと推計される。

業種別では、製造業が1,326,589トン/年の発生量の46.6%を占め最も多く、次いで農業919,466トン/年の32.3%であり、以下鉱業11.1%、建設業7.2%となっている。

種類別では、無機性汚でいが1,040,803トン/年と36.5%を占め最も多く、次いで家畜ふん尿916,580トン/年の32.2%、有機性汚でい666,622トン/年の23.4%となっている。

また、地域別では、西部地域1,556,397トン/年の54.6%、東部地域860,547トン/年の30.2%、中部地域431,687トン/年の15.2%の順となっている。

表124 昭和55年全域推計発生量

(t/年)

	総計	漁業	鉱業	製造業	卸・道 小売業 路 運送業	電気・ガ ス 水道業	サービ ス業	建設業	農業	
総計	2848631	111	316319	1326589	4174	980	70886	4851	205255	919466
燃えがら	1915	0	0	1910	0	0	0	0	5	-
汚でい	1707425	0	280035	1184385	907	58	70723	913	170404	-
無機性汚でい	1040803	0	280035	589009	907	58	0	390	170404	-
有機性汚でい	666622	0	0	595376	0	0	70723	523	0	-
計	2365	75	1	404	1309	140	5	411	20	-
廃油	2302	71	1	364	1291	140	5	410	20	-
一般廃油	14	0	0	14	0	0	0	0	0	-
固型油	49	4	0	26	18	0	0	1	0	-
油でい	1469	0	0	1412	0	0	0	57	0	-
廃アルカリ	73	0	0	52	0	0	0	21	0	-
計	5900	25	0	2589	829	544	2	333	47	1531
廃プラスチック類	4460	25	0	2581	45	16	2	213	47	1531
廃タイヤ	1440	0	0	8	784	528	0	120	0	-
紙くず	7011	-	-	7011	-	-	-	-	-	-
木くず	69556	-	-	69556	-	-	-	-	-	-
繊維くず	479	-	-	479	-	-	-	-	-	-
動植物性残さ	22726	-	-	22726	-	-	-	-	-	-
ゴムくず	19	0	0	19	0	0	0	0	0	-
金属くず	21013	11	99	17533	1113	231	146	1218	662	-
ガラスくず及び陶磁器くず	9202	0	0	7019	16	7	10	1898	252	-
鉱さい	48330	0	36184	11237	0	0	0	0	909	-
建設廃材	33047	0	0	91	0	0	0	0	32956	-
ダスト類	166	0	0	166	0	0	0	0	0	-
家畜ふん尿	916580	-	-	-	-	-	-	-	-	916580
家畜の死体	1355	-	-	-	-	-	-	-	-	1355

(2) 産業廃棄物の処理・処分状況

ア 処理 処分の概要（農業及び水道業を除く。）

実態調査によって推計された産業廃棄物発生量（農業及び水道業を除く。）は1,858,442トン／年で、その処理・処分状況は表125のとおりである。これによると、発生量の84.1%に当たる1,562,575トン／年が何らかの形で中間処理され、23.2%に当たる430,058トン／年が最終的な処分の対象となっている。処分の内訳については、処分対象量の75.2%が再生利用され、24.1%が埋立処分されている状況となっている。

表125 種類別処理 処分状況（農業及び水道業を除く）

(t/年)

	発生量	中間処理量	処分対象量	処 分 の 内 訳		
				再生利用量	埋立処分量	保管・その他
総 計	1,858,442 (1000)	1,562,575 (84.1)	430,058 (23.2) <100.0>	323,356 (17.4) <75.2>	103,826 (5.6) <24.1>	2,876 (0.2) <0.7>
無機性汚でい	1,040,803 (100.0)	1,004,108 (96.5)	139,897 (13.4) <100.0>	103,034 (9.9) <73.6>	36,799 (3.5) <26.3>	64 (0.0) <0.0>
有機性汚でい	595,899 (100.0)	519,852 (87.2)	87,137 (14.6) <100.0>	75,996 (12.8) <87.2>	10,983 (1.8) <12.6>	158 (0.0) <0.2>
木 く ず	69,556 (100.0)	13,682 (19.7)	56,581 (81.3) <100.0>	49,886 (71.7) <88.2>	6,610 (9.5) <11.7>	85 (0.1) <0.1>
鉦 さ い	48,330 (100.0)	12,411 (25.7)	48,330 (100.0) <100.0>	37,675 (78.0) <78.0>	10,491 (21.7) <21.7>	164 (0.3) <0.3>
建 設 廃 材	33,047 (100.0)	3,780 (11.4)	33,047 (100.0) <100.0>	5,613 (17.0) <17.0>	25,701 (77.8) <77.8>	1,733 (5.2) <5.2>
動植物性残さ	22,726 (100.0)	1,271 (5.6)	21,479 (94.5) <100.0>	21,172 (93.2) <98.6>	275 (1.2) <1.3>	32 (0.1) <0.1>
そ の 他	48,081 (100.0)	7,471 (15.5)	43,587 (90.7) <100.0>	29,980 (62.4) <68.8>	12,967 (27.0) <29.7>	640 (1.3) <1.5>

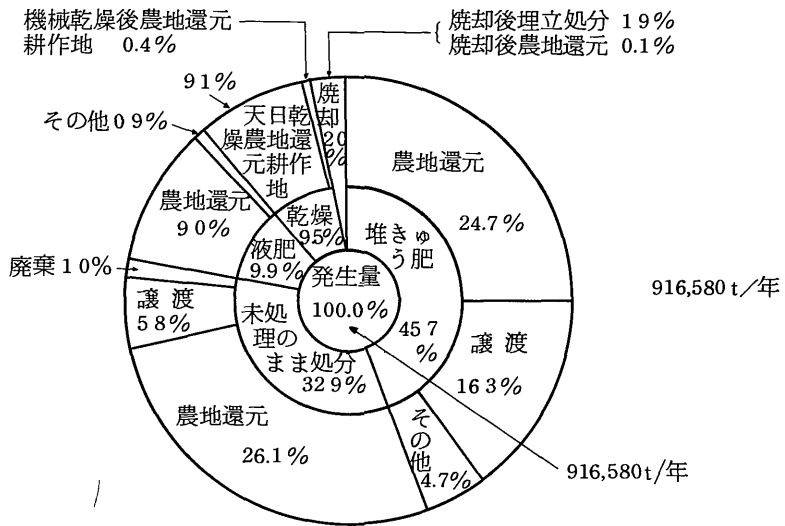
備考 () 発生量に対する割合
< > 処分対象量に対する割合

イ 農業からの産業廃棄物の処理 処分状況

㌦ 家畜ふん尿

家畜ふん尿の発生量は、916,580トン／年と推計され、その処理・処分状況は図15のとおりであり、ほとんどが堆きゅう肥、液肥とし、あるいは未処理のまま肥料として農地還元（再生利用）されており、有効利用されていないものは廃棄及び焼却後埋立処分であるがそれぞれ10%、19%となっている。

図15 家畜ふん尿の処理 処分状況



(1) 農業用廃プラスチック

農業用廃プラスチックの発生量は、1,531トン/年となっており、その処理・処分状況について焼却処理が最も多く63.3%を占め、以下埋立処分18.9%、回収等その他処理12.7%、再生利用51%となっている。

ウ 水道業からの産業廃棄物は、下水道終末処理場から発生する有機性汚でいであり、その発生量は70,723トン/年(県土木部調査による)となっており、脱水 焼却等中間処理により892トン/年に減量された後、焼却灰として埋立処分されている。

(3) 処理計画

実態調査の結果から、産業廃棄物発生量を予測すると、昭和60年において約342万トン、昭和65年において約379万トンとなる。これらの産業廃棄物発生量の増加を踏まえて処理計画を定め、より適正な処理を図ることとした。

ア 処理責任の明確化

事業者は、法に規定される事業者処理責任に基づき中間処理施設の整備、共同処理の推進等により適正な処理を行うとともに、廃棄物の資源化、再生利用に努める。

産業廃棄物処理業者は、事業者の責務を補完する立場であることを自覚した上で、中間処理施設及び最終処分場の整備、処理技術の向上に努め、適正な処理を行うものとする。

また、市町村は一般廃棄物の処理計画との整合性を図り、一般廃棄物との併せ処理に努めるものとし、県は、事業者等の行う産業廃棄物の処理及び資源化・再生利用に関し必要な指導 助言を行うとともに、円滑な事業推進が図られるよう、処理技術等の情報の収集 提供、広報活動の実施に努める。

イ 方法別処理・処分

産業廃棄物の処理に当たっては、保管、収集・運搬、中間処理、最終処分の流れに沿ってそれぞれ法に定める基準により適正に行うとともに、再生利用の促進を図る。

また、保管施設、収集・運搬容器及び車両は産業廃棄物の性状等に応じた構造のものを用い、中間処理施設及び最終処分場の設置に当たっては、周辺的生活環境の保全に配慮する。

処分の実施に当たっては、適切な処理技術並びに処理施設を用いて、産業廃棄物の減量化、安定化、無害化を図り、地下水及び公共水域の汚染等二次公害の発生防止に十分配慮して埋立処分を行うこととする。

ウ 種類別処理 処分

無機性汚水では、本県の産業廃棄物発生量の37%を占めるが、最も多い窯業・土石製品製造業並びに鉱業からの砂利洗浄汚水については、排出場所において脱水・乾燥の処理を行った後、再利用に努めるものとし、他の無機性汚水については無害であることを確認して埋立処分することとする。有機性汚水については、焼却等中間処理後埋立処分するとともに、農地還元する等再生利用を図ることとする。いずれにしても、中間処理施設の整備等により減量化に努めるものとする。

家畜ふん尿は、産業廃棄物発生量の32%を占めているが、そのうち97%が農地還元等有効利用されている現状から、有機質肥料源としての有効利用を更に推進するものとする。

また、木くず、紙くず、繊維くず等焼却可能なものについては、焼却後埋立処分することとし、建設廃材、ガフスくず及び陶磁器くず等については、破碎等適切な中間処理後土地造成等への再利用を推進するものとする。

(4) 処理計画の推進

計画の推進に当たって、県は、広報を実施して、事業者及び処理業者に対する処理責任と適正処理の認識、一般住民に対する産業廃棄物の正しい認識と法の趣旨の理解を図るとともに、事業者及び処理業者への監視・指導を強化して、適正な処理・処分の推進を図るものとする。

事業者は、製造工程等産業廃棄物の発生過程の見直し等により発生量を抑制すると同時に、資源化・再生利用の促進により処理の合理化を図るとともに、適切な処理施設の設置及び最終処分場用地の確保等に努めるものとする。

(5) 産業廃棄物処理専門部会

昭和50年に策定した産業廃棄物処理計画実施指導方針に基づき設置した産業廃棄物処理専門部会については、必要に応じて開催し、適正な処理方針を検討するものとする。

2 産業廃棄物処理業の許可の現況

産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないが、本県における許可の現況は表126のとおりである。

産業廃棄物処理業者に対しては、処理設備の整備等の指導により、適正処理の推進を図るものとする。

表 126 産業廃棄物処理業の許可の現況

(昭和58年3月末現在)

業の種類		取り扱う産業 廃棄物の分類	安 定 型 産 業 廃 棄 物	管 理 型 産 業 廃 棄 物	廃 油 類	廃 酸 廃アルカリ	分 類 計 (実業者数)
県 内 業 者	収 集 運 搬		5	8	5	0	18(13)
	収集・運搬、中間処理		0	2	1	0	3(3)
	収集・運搬、最終処分		4	5	0	0	9(6)
県外収集・運搬業者			16	16	17	8	57(38)

備考 (1) 安定型産業廃棄物とは、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材をいう。

(2) 管理型産業廃棄物とは、安定型産業廃棄物、廃油類、廃酸、廃アルカリ以外の産業廃棄物をいう。

第9章 中小企業者に対する貸付け

(1) 県では、企業が公害防止施設を設置する場合に、企業の公害防止を側面から援助するため、昭和46年度から、公害防止施設整備に対する貸付けを行っている。

表127 鳥取県公害防止資金貸付制度（昭和58年度）

貸付対象	中小企業者又は事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	3,000万円以内
貸付利率	年6.3%以内（保証付の場合年6.0%以内）
返済方法	7年以内（1年以内の据置きを含む。）
取扱金融機関	商工組合中央金庫鳥取支店

昭和52年度以降の貸付実績は、下表のとおりである。

表128 公害防止資金貸付実績

年 度	貸付件数	貸付金額
昭和52	7 件	1 0,0 0 0 万円
5 3	8	8,1 7 7
5 4	1 1	1 5,2 8 8
5 5	5	7,3 8 0
5 6	4	1 0,8 0 0
5 7	6	1 0,0 7 5

表129 施設別貸付実績

年度	施設別 貸付実績		污水処理施設		ばいじん防止施設		そ の 他	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
昭和52	7件	10,000万円	—件	—万円	—件	—万円	—	—
5 3	6	7,599	2	578	—	—	—	—
5 4	11	15,288	—	—	—	—	—	—
5 5	5	7,380	—	—	—	—	—	—
5 6	3	9,000	1	1,800	—	—	—	—
5 7	2	2,825	—	—	4	7,250	—	—

(2) 中小企業近代化資金助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付け

表 130 中小企業設備近代化資金貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
昭和 5 2	1 件	223 万円	汚水処理施設
5 3	4	2,045	〃 3 その他 1
5 4	4	2,750	〃
5 5	2	1,441	〃
5 6	—	—	
5 7	—	—	

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付け

表 131 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付実績

（産業公害防止貸付）

（公 害 貸 付）

年 度	制度 貸付実績	中 小 企 業 金 融 公 庫		国 民 金 融 公 庫	
		件 数	金 額	件 数	金 額
昭和 5 2		4 件	8,400 万円	1 件	600 万円
5 3		8	36,100	2	370
5 4		2	22,000	1	160
5 5		2	5,000	7	4,050
5 6		1	3,000	1	3,000
5 7		5	10,550	—	—

(4) 公害防止事業団貸付け

表 132 公害防止事業団貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
昭和 5 3	1 件	1,800 万円	廃棄物処理施設
5 4	1	12,000	汚水処理施設
5 5	2	9,900	産業廃棄物処理施設（6,900万） 汚水処理施設（3,000万）
5 6	—	—	
5 7	—	—	

第10章 公害紛争処理 公害苦情等

第1節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また、被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に、昭和45年に公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県機関とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から3人の委員を選出し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

第2節 公害苦情受理処理状況

1 公害苦情受理状況(県、市町村新規受理分)

(1) 昭和57年度における本県の公害苦情受理状況は217件であり、昭和56年度209件に比べて8件増加している。

(2) 年度別公害苦情種類別受理件数は、次のとおりである。

年度 公害の種類	昭和52	53	54	55	56	57
大 気 汚 染	16	24	11	3	16	15
水 質 汚 濁	37	59	44	34	34	31
騒 音	36	35	37	36	37	25
振 動	1	5	3	7	4	3
悪 臭	35	40	32	17	29	26
土 壌 汚 染	-	-	-	-	1	-
そ の 他	45	34	44	76	88	117
計	170	197	171	173	209	217

公害の種類別苦情は、昭和57年度受理件数中では、水質汚濁31件(14%)、悪臭26件(12%)、騒音25件(12%)、大気汚染15件(7%)、振動3件(1%)、その他117件(54%)となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、米子市 97 件（前年度 63 件）を最高に、鳥取市 48 件（前年度 58 件）、倉吉市 26 件（前年度 35 件） 佐治村 10 件（前年度 10 件） 赤碓町 8 件（前年度 6 件）の順となっている。

2 公害苦情の処理状況

昭和 57 年度における公害苦情件数 217 件中解決したものの 208 件で、解決率は 96% となっている。昭和 57 年度の公害苦情種類別処理状況は、次のとおりである。

公害の種類 \ 区分	受理件数 A	解決件数 B	解決率 ($\frac{B}{A} \times 100$)%
大 気 汚 染	15	15	100
水 質 汚 濁	31	30	97
騒 音	25	21	84
振 動	3	3	100
悪 臭	26	23	88
そ の 他	117	116	99
計	217	208	96

3 公害の種類別発生源内訳

公害の発生源別では、製造業 51 件（23%） 畜産業 18 件（8%）、商店飲食店 11 件（5%）、建築土木工事 10 件（5%） 家庭 8 件（4%） その他 115 件（53%）となっている。

種 類 \ 発生源	製造業	建築土木工事	交 通 機 関	畜産業	家 庭	商 店 飲 食 店	その他	計
大 気 汚 染	6	1	-	2	1	-	5	15
水 質 汚 濁	17	1	-	6	-	1	6	31
騒 音	8	3	2	1	-	4	7	25
振 動	-	2	-	-	-	-	1	3
悪 臭	7	-	1	7	4	-	7	26
そ の 他	13	3	1	2	3	6	89	117
計	51	10	4	18	8	11	115	217

公害の種類別件数（新規）

区分 市町村名	大 気	水 質	土 壌	騒 音	振 動	悪 臭	計	その他	合 計
鳥 取 市	9	6		16	3	11	45	3	48
米 子 市				3		1	4	93	97
倉 吉 市	1	15		2		4	22	4	26
境 港 市		2		1		2	5		5
岩 美 郡									
国 府 町									
岩 美 町									
福 部 村									
八 頭 郡									
郡 家 町									
船 岡 町									
河 原 町								1	1
八 東 町									
若 桜 町									
用 瀬 町									
佐 治 村								10	10
智 頭 町									
気 高 郡									
気 高 町									
鹿 野 町									
青 谷 町									
東 伯 郡									
羽 合 町									
泊 村									
東 郷 町									
三 朝 町									
関 金 町								3	3
北 条 町	1	1		2		1	5	1	6
大 栄 町	1					2	3		3
東 伯 町						3	3		3
赤 碓 町	2	4					6	2	8
西 伯 郡									
西 伯 町									
会 見 町									
岸 本 町									
日 吉 津 村									
淀 江 町		2				1	3		3
大 山 町									
大 名 和 町						1	1		1
中 山 町									
日 野 郡									
日 南 町				1			1		1
日 野 町									
江 府 町									
溝 口 町									
県 計	1	1					2		2
計	15	31		25	3	26	100	117	217

昭和57年度公害苦情件数

区分 市町村名	新規	繰越	合計	処理 (解決)	翌年 繰越	合計	備考
鳥取市	48	2	50	48	2	50	
米子市	97	4	101	100		100	その他1
倉吉市	26	1	27	25	2	27	
境港市	5		5	5		5	
岩美郡							
国府町		1	1		1	1	
岩美町							
福部村							
八頭郡							
郡家町							
船岡町		1	1		1	1	
河原町	1		1	1		1	
八東町							
若桜町							
用瀬町							
智頭町	10		10	10		10	
智頭町							
気高郡							
気高町							
鹿野町							
青谷町							
東伯郡							
羽合町							
泊村							
東郷町							
三朝町		1	1	1		1	
関金町	3		3	3		3	
北条町	6		6	4	2	6	
大栄町	3	1	4	4		4	
東伯町	3		3	2	1	3	
赤碓町	8	3	11	10	1	11	
西伯郡							
西伯町							
会見町							
岸本町							
日吉津村		2	2		2	2	
淀江町	3	1	4	3	1	4	
大山町							
名和町	1		1	1		1	
中山町							
日野郡							
日南町	1		1		1	1	
日野町							
江府町							
溝口町							
県	2	2	4	2	2	4	
計	217	19	236	219	16	235	

第3節 企業の公害防止管理者等の設置

1 公害防止管理者等の設置

昭和46年6月制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん、振動）ごとに公害防止管理者を選任することを義務付けられ、このほか、従業員の数、工場の規模によっては、公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。本県において公害防止管理者等を選任している工場数は44工場である。

表 133 公害防止管理者等設置状況

業 種 名	工 場 数	公 害 防 止 統 括 者	大 気 関 係 公 害 防 止 管 理 者				水 質 関 係 公 害 防 止 管 理 者				騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者	粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者	振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者	
			第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種					
(18) 食 料 品 製 造 業	3	2 (2)				3 (3)									
(19) た ば こ 製 造 業	2	2 (2)				2 (2)									
(20) 織 維 工 業	1					1				1					
(22) 木 材、木 製 品 製 造 業	2	1 (1)				2 (2)									
(24) パ ル プ、紙、紙 加 工 品 製 造 業	2	2 (2)			1 (1)	1 (1)			1 (1)	1 (1)					1 (1)
(27) 石 油、石 炭 製 品 製 造 業	8	2 (2)				8 (8)						1 (1)			
(30) 窯 業、土 石 製 品 製 造 業	16	7 (7)										16 (13)			
(31) 鉄 鋼 業	1	1 (1)				1 (1)									
(33) 金 属 製 品 製 造 業	5	3 (3)						3 (3)		1 (1)			2 (1)		
(34) 一 般 機 械 器 具 製 造 業	2	2 (2)								2 (2)			2 (2)		
(35) 電 気 機 械 器 具 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)		1 (1)		1 (1)			1 (1)		
(71) ガ ス 業	1	1				1									
計	44	24 (23)			1 (1)	20 (18)		4 (4)	1 (1)	2 (1)	4 (4)	17 (14)	5 (4)		1 (1)

(注) 1 業種番号、業種名は日本産業分類による。

2 () は、代理者の数である。

第4部 鳥取県を美しくする運動

1 鳥取県を美しくする運動

県民のすべてが健康で文化的な生活を営むためには、生活環境を清潔で快適なものにする必要がある。

ごみのない清潔な生活環境づくりは、我々県民に課せられた義務であり、県・市町村の積極的な施策とともに、県民一人一人の正しい理解と協力を得て強力で推進してゆく必要がある。

このため、昭和46年から市町村及び各種関係団体の協力のもとに「鳥取県を美しくする運動」を実施し、県民の環境保全意識を高揚し、河川、海岸等公共の場所からごみを一掃する運動を展開してきた。

昭和57年度の事業実施結果は次のとおりである。

(1) 運動期間 昭和57年10月1日～10月31日

(2) 運動内容

ア 広報活動

ポスターを500枚作成し、保健所・市町村に配布し、併せて市町村広報紙に運動の趣旨を掲載するとともに、有線放送等を通じて運動への参加と意識の高揚を図った。

イ 知事表彰

地域環境美化に功績のあった団体に対し知事表彰を行った。(米子市環境をよくする会)

ウ 清掃活動

市町村、各種団体、自治会等が中心となり河川、湖沼、海岸、公園等の清掃を実施するとともに不法投棄ごみの除去を行った。

エ 不法投棄の監視指導

市町村・保健所が、不法投棄の監視指導パトロールを実施した。更に警察の協力を得て不法投棄者の監視取締パトロールを実施した。

オ ごみ容器、立札の設置

公共の場所にごみ容器を設置するとともに、不法投棄をしないよう立札を設置した。

カ 各種会合

美化意識の高揚を図るための会合を開くとともに、浄化槽の設置者に対し維持管理講習会を実施した。

2 環境週間

昭和47年国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、これを受けて我が国においても、この日を初日とする1週間を「環境週間」とすることとされた。

この週間は、環境問題に対する認識を深め、公害防止や自然環境保全を強力で推進するための全国

運動を展開しようとするものであるが、本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種団体の協力のもとに多彩な行事を実施し、環境保全についての意義を広く県民に普及し、啓もうに努めるため各種の行事を行っているが、昭和57年度の実施状況は表134に示すとおりである。

表134 昭和57年度環境週間行事実施状況一覧表

行事名	実施主体	協力	行事内容	行事成果	備考												
環境週間ポスターの掲示	県 市町村	-	環境庁ポスター700枚を市町村保健所、土木出張所等に配布														
市町村広報	市町村	-	有線放送15市町村で延べ42回放送 広報車3市町村で延べ10回巡回 広報紙14市町村で延べ14回配布														
研修会	県	市町村	6月17日(金)鳥取県庁会議室で県、市町村の公害担当職員を対象とした公害問題に関する研修を実施した。	80名参加													
記念集会	市町村	-	環境保全関係団体による環境問題に対する意見交換を実施した。	3市町で80名参加													
事業場水質調査	県	-	県下の水質汚濁防止法の55特定事業場に対し水質調査を行った。														
環境整備調査	市町村	-	工場、事業場の点検とごみの不法投棄の実態調査及びごみの除去	<ul style="list-style-type: none"> ●工場事業場の点検 6市町村で31事業所 ●不法投棄場所の実態調査 16市町村で46か所を確認、48トンのごみを除去した。 													
交通公害環境調査	県市	-	交通ひん繁地区における大気騒音振動の調査を行った。	4市18地点で延べ4日間90回測定(一酸化炭素については4地点で24時間連続自動測定)	調査結果表82表97												
整備不良車の監視取締り	県警本部 陸運事務所	-	整備不良車の一斉取締り	検査車輛数 43台 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>処</td> <td>整備命令</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>分</td> <td>整備通告書</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>状</td> <td>警 告</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>況</td> <td>計</td> <td>4</td> </tr> </table>	処	整備命令	0	分	整備通告書	2	状	警 告	2	況	計	4	
処	整備命令	0															
分	整備通告書	2															
状	警 告	2															
況	計	4															
海浜、河川、湖沼等公共場所の清掃	県 市町村	-	海浜、河川、湖沼等公共の場所の清掃を行った。	20市町村で19,910名参加して清掃した。													